

学生に対するハラスメント防止に関する規定

第1条【目的】

学生は、教職員からハラスメントを受ける可能性があり、臨床実習においても臨床実習教育者やクライアントからハラスメントを受ける場合がある。そのため、学生に対するハラスメントがない、起こりにくい体制を整備し、万が一ハラスメントに起因する問題が生じた場合にも適切に対応することを目的とする。

第2条【ハラスメントの定義】

この規定において、ハラスメントとは、就学の場等において生じる、相手の意に反して行われる不快な言動、人格を傷つける言動等を指す。また、ハラスメントは、行為者本人が意識していない場合でも成立する。

(1) セクシュアル・ハラスメント：

相手を不快にさせる性的言動により、相手に精神的、身体的な苦痛や困惑を与え、学業に支障を与えること。

(2) アカデミック・ハラスメント：

権威的地位にある者が、その職務を逸脱して不適切な言動、指導を行い、人権侵害に当たる行為や、不当に低い評価を与える等、学生に精神的、身体的な苦痛や困惑を与えること。

(3) パワー・ハラスメント：

優位な地位・立場を利用して、学業に差し支えるような精神的、身体的に損害を与える行為や、不当に低い評価を与えたり、就学・就職活動を妨げる等、学生に精神的、身体的な苦痛や困惑を与えること。

(4) ネット上のハラスメント：

学生専用サイト等で誹謗・中傷・流言を行い、相手に精神的、身体的な苦痛や困惑を与えること。

(5) その他のハラスメント

上記以外のハラスメント。

第3条【対象者】

本校在学中の学生(休学者含む)がハラスメントを受けた場合を対象とする。

関係者としては、教職員と学生、本校関係者等が含まれる。「教職員」には、教員、事務職員、非常勤職員、外部講師等を含み、「関係者」には、学園関係者、学生等の保護者、臨床実習施設職員等が含まれる。

第4条【ハラスメント防止と対応】

学生からのハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメントの相談窓口を設置し、適切に対応する。

2. 相談窓口については、以下のように定める。

- (1) 本校学生委員会メンバーの中から、両性からなる相談員を2名配置する。
- (2) 相談窓口・相談員については、校内に掲示し、学生へも周知する。
- (3) スクールカウンセラーにも相談窓口として協力を願う。

3. 学内組織としては、以下のように定める。

- (1) ハラスメント問題が生じた場合は、相談員または相談を受けた職員が窓口となり対処を進める。
- (2) 相談員、学生委員長および副校長により、検討委員会を立ち上げ、適切な対処を行うよう努める。
- (3) またハラスメントの事案に応じて、事務長、教務委員長等の関連部署とも連携を取り、適切な対処を行う。
- (4) 問題解決のための手続きとして、相談員による状況の整理を行う。
 - ②相談内容により、検討委員会にて対処の進め方を検討し、相談者への報告、加害者への対応の検討を行う。
 - ③学校長へ報告し、対処方法及びその段取りを決定する。

第5条【プライバシーの保護】

相談員および検討委員会、その他教職員は、当事者のプライバシーに十分配慮し、学生の不利益にならないよう、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この規定は、2020年4月1日から施行する。